

立会メモ作成例

立 会 メ ニ

広島地方裁判所 民事第2部 合議係 担当書記官 ○○○○

事件番号		平成〇〇年(ワ)第〇〇〇〇号		
発 言 者	<input type="checkbox"/> 裁判官	<input checked="" type="checkbox"/> 裁判長	<input checked="" type="checkbox"/> 裁判官(〇〇)	<input type="checkbox"/> 裁判官
	<input type="checkbox"/> 原告(△)		<input checked="" type="checkbox"/> 代理人	
	<input type="checkbox"/> 被告(△)		<input checked="" type="checkbox"/> 代理人	
<input type="checkbox"/> 補助参加人等				
期日		平成10年9月〇〇日午前・後10時00分		
被尋問者氏名		証人 [REDACTED]		
尋問時間		計50分(10時30分~11時20分(うち休憩一分))		
特 急	要	(否)	テープ	/本
	(初稿必要日)	月 日	(最終稿必要日)	月 日
メ モ	<p>★ 反訳に当たっては、必ず「反訳についてのお願い」をご一読ください。</p> <p>★ 添付書類(レ印を付したもの)</p> <p><input type="checkbox"/> 事案の概要等を記載した書面 <input checked="" type="checkbox"/> 被尋問者の陳述書コピー(乙24) <input type="checkbox"/> 尋問事項書コピー <input type="checkbox"/> 書証コピー()</p> <p>★ あなたの反訳範囲は、以下のとおりです(該当箇所にレ印)。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 単独反訳の場合 テープの最初 → 最後まで(約50分)</p> <p><input type="checkbox"/> 分割反訳の場合 <input type="checkbox"/> テープ①の最初 → テープ カウンターNo.まで(約 分) <input type="checkbox"/> テープ カウンターNo. → テープ カウンターNo.まで(約 分) [] [] [] []</p> <p>※ テープが①から②へとリレーされる前後の3分間は、①、②に重複して録音がなされていますので、ご注意下さい。</p>			

☆ 以下、時間の流れに沿って、尋問用語等を記載しました。なお、書記官の手控えも兼ねて作成しておりますので、読み苦しい字も多いかと存じますが、この立会メモについて不明な点等ありましたら、遠慮なく担当書記官までお問い合わせ下さい。

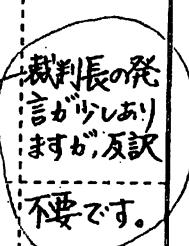
(内線)

凡例

J:裁判官(長) X 代:原告 代理人 Y 代:被告 代理人

経過時間	尋問主体・提示書証	専門用語・固有名詞・参考事項	特記事項
10:30 0	Y代 乙 24	陳述書 経歴 ○○○○部長 第一種化 懸案事項 ○○○○部長から引継ぎ 地元の反対理由 3点 ○○さん	
10:35 5		第一種化の理由 南東側 カーブミラーで補完 地元の反対 踏切一種化に向けた取組み 情報収集 ○○さん側との話し合い	
10:40 10		町内会長との接触 騒音 迷惑 平成10年3月12日 一種化 予算化 予算が付いたのは平成9年度 地元の説得、同意	
10:45 15			

立会メモ継続用紙No. 乙

経過時間	尋問主体・提示書証	専門用語・固有名詞・参考事項	特記事項
10:45		<p>本件事故 南東側からの進入と思った。 工務科長から聞くと北西側からの 進入 踏切の南西側から〇〇方面 (「今は質問に答えないといふでは」)</p>	
10:50 20		<p>一種化を強行してもよかつたのでは?</p>	
10:55 25	X代	<p>通行量 軽車両 国鉄時代 昭和55年 南西側からの見通しが悪い。 第四踏切の特性 〇〇線 〇〇~〇〇の踏切 230メートルに1か所 第四種踏切 2,3か所</p>	
11:00 30		<p>〇〇さんとの交渉 4回程度 交通量が少ない。 遮断機、警報機</p>	
11:05 35		<p>騒音の問題 〇〇さん、市会議員、町会議員、町内会 踏切設置の決裁 平成9年上期 7月もしくは8月 決裁文書</p>	

立会メモ継続用紙No. 3

経過時間	尋問主体・提示書証	専門用語・固有名詞・参考事項	特記事項
11:05	裁判官 (OO) X代	第一種化の日(ち) (急に「異議あり。あなたの陳述書では～」) 第一種化の日(ち)再確認	X代が急に 発問していま すが、音ばかり 反訳して下さ い。
11:10 40	裁判長	第一種化と本件事故との関連 予算化の時期 OOさんとの交渉 本件事故前と後の反対者 騒音の問題 引き継ぎ X代 予算取りの請求	
11:15 45	裁判長	付近住民と予算取りとの関係 昭和55年と平成8年 地元の反対 踏切を設置することの判断 昭和55年当時の判断	
11:20 50		(終了)	

立会メモ				
神戸地方裁判所姫路支部民事1係		担当書記官 ○○○○ 内線○○○		
事件番号		平成9年(ワ)第○○○号		
発 言 者	<input checked="" type="checkbox"/> 裁判官	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	<input type="checkbox"/> 原告		<input checked="" type="checkbox"/> 代理人	<input type="checkbox"/> ○○○○□
	<input checked="" type="checkbox"/> 被告		<input checked="" type="checkbox"/> 代理人	<input type="checkbox"/> ○○○○□
	<input type="checkbox"/> 補助参加人等			
期日	平成12年○月○○日 午後1時30分			
被尋問者氏名	証人 ○○○○			
尋問時間	計50分			
特			テープ 1本	
急	(初稿必要日)	月 白	(修正稿必要日)	月 日
1 当事者 原告	<input type="radio"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	<input type="radio"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2 わかりにくい名称及び人名	歯冠の破折 頸の骨 歯根部 歯槽骨(しそうこつ) クッショング役 炎症 前例 ○○病院 外傷性歯根膜炎 傷病名 歯齦(しづい) 歯根膜 歯肉 多角的 所見 歯ぐき 歯根膜腔(しこんまくくう) パノラマレントゲン 咀嚼(そしゃく) 器質的要因 心理的要因 抗不安薬 抜歯(ばっし) カウザルギー 疾患 外傷性の抹消神経 「ショウ」 短絡の回路上歯 下歯 ブリッジ エナメル質 ぞうげ質 部位 歯冠亀裂 様相 亀裂線 口腔外科 流動食 派生的 頸のガン 会合(かいごう) 入れ歯 欠損 細菌性 根絶 咀嚼機能の障害 軽傷 セメント質 心因性 外的要因			
3 尋問順序および反訳における依頼事項	別紙のとおり			

注 発言者欄には発言があった者の□にチェックした上、氏名を記載する。

原告代理人 (〇〇)

甲第17号証を示す

原告代理人が「はにく」と言っているのは、「歯肉（しにく）」のことです。（以後、すべて「歯肉」と反訳してください。）

原告代理人が「器質的な所見は認められない」と言っていますが、「器質的損傷所見は認められない」と反訳してください。

証人が「むこうの先生も」と言っていますが、「〇〇病院の先生も」と反訳してください。

証人が「おそらく、しんさしても」と言っていますが、「おそらく、診察しても」と反訳してください。

被告代理人 (〇〇)

証人が「このような病名を付ける場合は、（だしんず？）と言いまして・・・」と言っていますが、（ ）部分が聞き取れにくいので、「このような病名を付ける場合は、打診と言いまして、歯が見えている歯冠部分を歯科用ピンセットで」と反訳してください。

裁判官

裁判官が「物理的損傷が見える場合がありますか。」と質問しているのに対して、証人が「あります。・・・」と答えていますが、「・・・」部分は聞き取りにくいので、「あります。少し、歯が抜けちゃう場合があるんです。」と「・・・」部分を削除して反訳してください。（特に意味をなさないので。）

以 上

* 歯の名称が記載されている甲第17号証を添付していますので、参照してください。

立会メモ					
浦和地方裁判所第1刑事部			担当書記官 ○○○○ 内線 ○○○		
事件番号		平成11年(わ)第○○○号			
発言者	<input checked="" type="checkbox"/> 裁判官	<input checked="" type="checkbox"/> 裁判長	<input type="checkbox"/> 裁判官	<input type="checkbox"/> 裁判官	
	<input checked="" type="checkbox"/> 検察官	○○○○			
	<input checked="" type="checkbox"/> 被告人	○○○○			
	<input checked="" type="checkbox"/> 弁護人	○○○○			
期日		平成11年○○月○日 午後3時~(第5回公判)			
被尋問者氏名		被告人 ○○○○			
尋問時間		計112分(15時03分~16時55分(うち休憩 0分))			
特急	要否		テープ	2本	
	(初稿必要日)	月 日	(修正稿必要日)	月	日
<p>① テープは冒頭の証拠調べから、次回期日の予定まで録音されています。</p> <p>② 反訳の範囲は以下のとおりでお願ひします。</p> <p>○○弁護人の質問「前回についてお聞きしますが、」から○○検察官の「その点についてもね。警察の調書でもほぼ同様の記載がありますけどもね。」の前、被告人○○の「何も言いませんでした。」まで。</p> <p>③ 途中、裁判長の被告人に対する注意は反訳不要です。</p> <p>④ 車のナンバーが「37」か「73」かの所で検察官から異議がありますがこの部分は、以下のようにまとめてください。</p> <p>異議申立て 検察官 「37」と断定して証言したわけではありません。</p> <p>弁護人 異議は理由がありません。</p> <p>裁判長 第二回公判における... それを前提にして弁護人のほうで聞いてください。</p> <p>検察官</p> <p>裁判長</p>			<p>今、検察官が指摘した部分を速記録で読みますと・・・尋問を続けてください。</p> <p>弁護人 ○○さんは末尾が「37」だったように思うと...</p> <p>⑤ 検察官の質問の冒頭の「平成八年夏ごろ」の所のやり取りは、特に不要です。そのままなんなり質問した形でお願いします。</p> <p>⑥ 弁護人から被告人が質問の途中で不要な「はい。」は言わないようにという注意はそのまま残してください。それに関連する裁判長の訴訟指揮は反訳不要。すぐに検察官の質問から始めてください。</p> <p>⑦ 検察官の質問「ただ、あなたが今言ったように...もう生理的に嫌いだということもあり得ますよね。」に対する異議については、以下のようにお願ひします。</p> <p>異議申立て 弁護人 生理的に嫌いだという発言はしません。</p> <p>検察官 意見を押しつけているわけではありませんが...本人の気持ちを聞いているわけです...</p> <p>裁判長</p>		

注 発言者欄には、発言があった者の□にチェックした上、氏名を記載する。

(継続用紙)

異議申立棄却決定

検察官

あなたの日記を見ると・・・

- ⑧ 弁護人の「質問があいまいですので特定してください。」の次は、以下のとおりにしてください。

裁判長

今の質問には答えられないですか。検察官の質問は期間を特定しているのではなく、終始という意味ですから、そういう質問だと思って答えてください。

なお、この後に被告人が検察官の質問に対して「はい。」「はい。」と相槌を打つように答えている部分は反証不要です。

以上

固有名詞等

(登場人物)

○○○○(被害者)

○○○○

○○○○(共通の友達)

片○○○(片○ではありません。)

(地名)

晴海

幕張

船橋

お茶の水

小川町→「○○○○」という店

上野

春日部

越谷

庄和町

草加

注 発言者欄には、発言があった者の□にチェックした上、氏名を記載する。

立会メモ			
札幌地方裁判所 刑事3部 担当書記官 ○○○○ 内線 ○○○			
事件番号		昭和・ <u>平成</u> 10年(わ)第 ○○○ 号	
発 言 者	<input checked="" type="checkbox"/> 裁判官	<input checked="" type="checkbox"/> 裁判長	<input type="checkbox"/> 裁判官
	<input checked="" type="checkbox"/> 検察官	○○○○	
	<input checked="" type="checkbox"/> 被告人	○○○○	
	<input checked="" type="checkbox"/> 弁護人	○○○○	
期日		平成11年○月○○日 午前・ <u>後</u> 3時30分	
被尋問者氏名		被告人 ○○○○	
尋問時間		計60分(5時00分~6時10分(うち休憩5分)) <small>中斷</small>	
特急	<input checked="" type="radio"/> 要	否	テープ / 本
	(初稿必要日)	2月 22日	(修正稿必要日) 月 日
尋問順序			
<p>① ○○弁護人 (約5分後、言直す部分があるのを、言直す前の部分は、記載しないで下さい。)</p> <p>(約10分後、○○弁護人の「そのあたりははくいかいへ」から、裁判官の指示から、○○弁護人の「よ」と直接的に繋ぎます。また省略して下さい。)</p>			
<p>② ○○検事 (20分後) (交替の際、やりとりには指図して下さい。)</p> <p>(約25分後、「警察くわからやばいから～」は教訓としていいので、その後から反対して下さい。)</p> <p>(約30分後、「ケリヤ～〇〇〇〇」と検事が混同していない部分は、「〇〇〇〇に着いたあとから反対して下さい。」)</p> <p>(検事が最初に「～と見てやり直す場所は(裁判官、注意あり)」やり直した後から反対して下さい。)</p> <p>(約35分後、検事が被告人の供述が重なる部分は、検事「警察来るし、やばいから移動(上)ヒミツ前ですか?」)</p> <p>(被告人「前です。」にして下さい。)</p> <p>(検事「君が柴哉ひ丈分を受けてるのは「9ヶ月」去年の10月2日～、9ヶ月で、撤回されていますので削除して下さい。)</p>			
次頁			

注 発言者欄には、発言があった者の□にチェックした上、氏名を記載する。

前後からうの赤丸さ

(約40分)から「銀書方正を示す」や「アーチ、45万円」と
事もあり、45分すぎから反対をして下さる。
核子「本日講和予定のへ裁判准「署名押印已確定するまでは
何月何日」(19年未だ不承認です)

示した書証は

〔平成10年8月29日付〕被送人〇〇〇〇の検察官に対する
供述調書 乙号

示した部分には、末尾の署名、指印が部分で、
直後の検事と裁判官のサインは省略して下さる。
検事の「吉田正彦」、裁判官の「川原アリ」に被署名のせりふ
から反対にて下さる。

③ 00升雙人(約50分鐘)

モラハシ前提ひかねては、本件の——とは云ふが

卷之三

【固有名詞】「セガ」、「T.G.」起訴状写(のぞみ)

- ・日本〇〇
 - ・V〇〇（柳沢宗義の子）（のち尾崎）^x ブイ〇〇〇〇〇〇
 - ・○田○治（“の主”）[↑]
 - ・〇〇〇却（ラーダー）